

議案第 9 号

大口町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

大口町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和 7 年 3 月 3 日提出

大口町長 鈴木 雅 博

(提案理由)

この案を提出するのは、一般不妊治療費の助成に関する事務に利用する特定個人情報の地方税関係情報を戸籍関係情報及び医療保険給付関係情報に改めることに伴い、この条例の一部を改正するため必要があるからである。

大口町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を
改正する条例

大口町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成２７年大口町条例第２６号）の一部を次のように改正する。

第２条第２号中「第２条第８項」を「第２条第９項」に改め、同条第３号中「第２条第１２項」を「第２条第１３項」に改め、同条第４号中「第２条第１４項」を「第２条第１５項」に改める。

別表第２町長の部大口町一般不妊治療費の助成に関する事務であって規則に定めるものの項中「地方税関係情報」を「戸籍関係情報及び医療保険給付関係情報」に改める。

附 則

この条例は、令和７年４月１日から施行する。

大口町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正新旧対照表

新			旧		
(定義)			(定義)		
第 2 条 略			第 2 条 略		
(1) 略			(1) 略		
(2) 特定個人情報 法第 2 条第 9 項に規定する特定個人情報をいう。			(2) 特定個人情報 法第 2 条第 8 項に規定する特定個人情報をいう。		
(3) 個人番号利用事務実施者 法第 2 条第 1 3 項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。			(3) 個人番号利用事務実施者 法第 2 条第 1 2 項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。		
(4) 情報提供ネットワークシステム 法第 2 条第 1 5 項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。			(4) 情報提供ネットワークシステム 法第 2 条第 1 4 項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。		
(5)・(6) 略			(5)・(6) 略		
別表第 2 (第 4 条関係)			別表第 2 (第 4 条関係)		
執行機関	事務	特定個人情報	執行機関	事務	特定個人情報
町長	略	略	町長	略	略
	大口町一般不妊治療費の助成に関する事務であって規則に定めるものの	戸籍関係情報及び医療保険給付関係情報であって規則で定めるものの		大口町一般不妊治療費の助成に関する事務であって規則に定めるものの	地方税関係情報であって規則で定めるものの
	略	略		略	略
略	略	略	略	略	略